

4.2.6 教員組織

【評価項目 11-0-1】 教員組織

- (必須要素) 大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性
- (選択要素) 任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

【評価項目 11-0-2】 教育研究支援職員

- (必須要素) 研究支援職員の充実度
- (必須要素) 「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性
- (選択要素) 高度な技術を持つ研究支援職員を育成し、その技術を継承していくための方途の導入状況
- (選択要素) ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

【評価項目 11-0-3】 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

- (必須要素) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

【評価項目 11-0-4】 教育研究活動の評価

- (必須要素) 教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性
- (選択要素) 教員の研究活動の活性度合いを評価する方法の確立状況
- (選択要素) 教員の自己申告に基づく教育と研究に対する評価方法の導入状況

【評価項目 11-0-5】 大学院と他の教育研究組織・機関との関係

- (必須要素) 学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

<2003年度に設定した目標>

1. ロースクール専任教員との協力関係を深めること。
2. ロースクール移籍教員について認められている暫定期間終了後、相当数発生する欠員に対応するために、新規の任用、選考に努めること。
3. 外国研究機関との人的交流の一層の活性化をはかること。
4. 教員の年齢構成の是正について、長期的視野の下で検討すること。

(現状の説明)

1. 教員組織

教育課程について、本研究科は、2004年度から博士課程前期課程を改組し、3専攻制を1専攻制とし、エキスパート・コースに法律実務、国際関係、公共政策、自由研究の4プログラムを設けた。他方、博士課程後期課程は専門性重視の立場から従来の3専攻(政治学、民刑事法学、基礎法学)制を維持した。教員も基本的には3専攻に沿って組織され、必要に応じてプログラムごとの担当者会議を開催している。

また、2004年度からロースクールが発足したことに伴い、法学研究科の教員組織には大きな変更があった。ロースクールへ移籍した9名の教員について、法学研究科博士課程前期課程との併任は、現に指導する大学院学生のいる当初2年間(2005年度末まで)を除き、原則としてこれを認めないこととなった。他方、博士課程後期課程については、ロースクールとの併任は制度上可能であるため、後期課程指導教員でありながら前期課程指導教員でない教員が相当数発生することとなった。

それに伴って研究科委員会の構成員資格の点でも、前期課程については大学院教員ではなく、研究科委員会委員資格を持たないにもかかわらず、後期課程については大学院教員として研究科委員会委員であるという、従来は制度上考えられなかった状態が生ず

ることとなった。

2005年4月現在、大学院教員の状況は、ロースクール移籍教員も法学研究科の大学院教員を併任する暫定期間中であるという事情にあるが、以下のようになっている。

大学院教員総数	30名	(内、教授27名 助教授3名)
博士課程前期課程指導教授	5名	
博士課程後期課程指導教授	22名	
研究指導を行う客員教授	1名	

上記の事情の下、現状について指摘すべき点は以下の通りである。

第一に、高度専門職業人を養成するという教育目標に鑑み、実務との連携が重視されなければならないが、現在、実務経験者としては税法担当の客員教授がいる他は、非常勤教員に依存している。(客員教員の任期は半年ないし1年で、更新可能である)

第二に、ロースクール移籍教員について認められている暫定期間終了後は、学部の教員組織同様、欠員が相当数発生することとなるので、新規の任用、選考に努める必要がある。特に学部同様、私法系科目の欠員の補充が必要である。

第三に、博士課程後期課程にはロースクールを修了した者の進学が予想されるため、これらロースクール修了者の研究指導を充実させるには、ロースクール専任教員を本研究科博士課程後期課程指導教員として選考する必要がある、そのための制度的な整備を図る必要がある。

2. 教育研究支援職員

法学部資料室および教材開発室を支える実験実習指導補佐が、教員の研究および学生の教育支援に力を発揮している。現在、資料室は嘱託職員1名、実験実習指導補佐1名、アルバイト1名、教材開発室は、実験実習指導補佐2名の構成となっている。資料室は法学部および法学研究科の教員および学生が必要とする膨大な図書資料等の発注、整理、配本、管理業務を行い、教材開発室は情報処理機器の管理、整備、外部データベースとの契約管理等の業務を担当し、法学研究科における研究および教育を支えている。

3. 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

大学院教員、大学院指導教員の任用、昇任については、「大学院教員および大学院指導教員選考基準」に基づいて厳正に行われている。具体的には、本研究科大学院教員は、本学法学部の教授、助教授、専任講師の中から任用する。博士課程前期課程指導教員は、大学院教授の中から選考するが、大学院助教授からも選任することができる。博士課程後期課程指導教員は大学院教授の中から選考する。いずれの任用、選考についても、法学部研究室からの推薦に基づき、研究科委員長が研究科委員会に発議し、研究科委員会において審査の上決議される。なお、法学部からロースクールに移籍した教員で、すでに大学院教員、大学院指導教員であった者については、2005年度末まではこれまでどおりの資格を維持し、それ以後は博士課程後期課程についてのみ大学院教員および大学院指導教員としての資格を有することとなる。

4. 教育研究活動の評価

教員の研究活動を客観的に評価するために、研究業績データベースをホームページにおいて公表している。

5. 大学院と他の教育研究組織・機関との関係

ロースクールとは研究資源を共有するところが多いことから、研究上の交流、人的交流を図るべく、今後とも、法学部法科大学院協議会を中心にして、継続的に検討していく必要がある。法学研究科からロースクールへの移籍教員については、2005年度末までは大学院教員および大学院指導教員の資格を維持し、それ以後は博士課程後期課程についてのみ大学院教員および大学院指導教員の資格を有するということから、ロースクール移籍教員の法学研究科委員会への出席が必要となる。そのため、法学部、法学研究科、ロースクールそれぞれの会議開催日時について、これら3者で構成する法学部法科大学院協議会において協議の上調整し、人事、学位審査案件を含まない研究科委員会には、ロースクール移籍教員については委任状出席を認めることとなった。

また、2004年度から開始した前期課程の公共政策プログラムは、経済学研究科との協働が必要であることや、土曜・昼夜開講制を取り入れていること、社会人をより積極的に受け入れようとしていることなどから、経済学研究科との間に公共政策協議会を設け、プログラムの設計、運営に関し協議している。

学外の研究機関との交流については、大学が締結している交流協定に基づいて、中華人民共和国の吉林大学から多くの研究者を受け入れ、本研究科からも研究者を派遣している。また、大学のカナダ研究プロジェクトによる外国研究機関との人的交流も活発である。その他も含めて、外国から招聘客員教員を2002年度3名、2003年度1名、2004年度2名、2005年度1名受け入れてきた。招聘客員教員は大学院での教育にも携わっている。

（点検・評価の結果）

目的1および目標3については、良好に達成されている。目標2および目標4については、ロングスパンで実施していくものではあるが、少しずつ達成されつつある。

（改善の具体的方策）

目標2および4について、法学研究科からの移籍教員でない、ロースクールに新たに選任された教員を、選考基準による手続を経たうえで、法学研究科の博士課程後期課程の大学院教員および大学院指導教員に任用することを検討する。